

「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」の見直しについて

1. 規約運用の考え方策定の経緯とそのポイント

1) 先進安全技術の表示に関する規約運用の考え方（平成26年10月施行、平成28年2月一部修正）

- ＜策定の経緯＞
- ◇「脇見運転で衝突しそうになり、自動でブレーキが作動し停止する映像」を用いたテレビCMに対し、「道交法違反を助長する」、「いかなる場合も衝突を回避できる」と誤認される等の意見が寄せられる。
- ＜主なポイント＞
- ①先進安全技術について表示する場合、機能内容や作動条件及び作動しない条件等を明瞭に表示。
 - ②「自動ブレーキ」等の用語を使用する場合等は、「サポート機能」である旨を付記。
 - ③「ブレーキが作動して自動で停止する」等の映像を使用する場合は、「作動には一定の条件がある」旨を同一画面上に明瞭に表示。

2) 自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方（平成28年12月施行）

- ＜策定の経緯＞
- ◇「ハンドルから大きく手を放し、脇見運転をしている映像」を用いたテレビCMに対し、「道交法違反を助長する」、「実用化された技術であるかのように誤解される」等の意見が多く寄せられる。
 - ◇米国における自動運転走行中の死亡事故の発生を受け、国交省及び警察庁は消費者に注意喚起とともに、関係団体に対し、消費者への十分な説明を要請。
- ＜主なポイント＞
- ①自動運転機能について表示する場合、機能の限界や注意点、「機能を過信せず、安全運転を行う必要がある」旨を明瞭に表示。
 - ②自動運転機能の作動範囲等に限定を伴う場合、例えば「高速道路同一車線自動運転機能」等、その内容が自動運転機能の表示と一緒にとして認識されるよう表示。
 - ③「手放し運転」、「脇見運転」等の映像や、「完全自動運転」、「自動運転機能で安全」等の用語等、ドライバーが操作しなくとも安全に走行できるかのように誤認されるおそれのある表示を禁止。

2. 見直しの理由

- 1) 現段階で実用化されているのは運転支援技術（自動運転化技術レベル2まで）であることを踏まえ、二つの運用の考え方の重複する規定を整理、統合して一本化。
- 2) 消費者及びディーラーに対するアンケート調査結果【資料2】を踏まえ、消費者の機能に関する誤認（過信）を排除するための対応を実施。
⇒ テレビCMにおける「自動ブレーキ」、「自動運転」等の用語使用等が、機能に対する消費者の過信（過大評価）を招いていることが示される
- 3) 活字媒体の広告の表示事項を簡潔化することにより、重要事項の表示を明瞭化。
⇒ 運転支援機能の説明は、店頭においてカタログ等を用いて行われているという実態を踏まえた対応

3. 見直し案の主なポイント

- 1) 運転支援機能について表示する場合の作動条件等に関する注意喚起の表示について、
①テレビCMについては、視認性を考慮し、表示する文言及び表示箇所等を統一して明瞭化。
②活字媒体の広告については、表示事項を簡潔化することにより、重要事項の表示を明瞭化。
- 2) 「自動運転（技術）」の用語は、自動運転化技術レベル2の段階では使用を禁止。
- 3) 「自動ブレーキ」の用語は、
①テレビ・ラジオCM、ネット動画での使用を禁止。
②新聞・チラシ広告、カタログ（Web含む）では、「自動（被害軽減）ブレーキ」等に言い換え。
- 4) 「自動で停止」、「停止」、「止まる」、「ぶつからない」等の断定的用語の使用を禁止。

4. 見直し案の具体的変更内容

1) テレビCMにおける作動条件等に関する注意喚起表示

＜現 行＞	＜見直し案＞
【表示内容】「作動には条件がある」、「機能には限界がある」旨等	「機能には限界がある」旨
【表示スペース】画面4分の1以上	画面4分の1以上の面積の4分の3以上を使用
【表示箇所】規定なし	画面下部に統一
【表示方法】背景の色との対照性を確保	①背景を無地とし、対照的な色の文字で表示 ②無地に近い背景とし、見やすい色・大きさの文字で表示（背景を無地としない場合の見やすいかどうかについては、公取協において個別具体的に判断）

2) 活字媒体の広告における作動条件等に関する注意喚起表示

＜現 行＞	＜見直し案＞
【表示内容】 ＜運転支援機能＞ 機能に関する説明、作動条件及び作動しない条件を表示 ＜自動運転機能＞ 上記に加え、「完全な自動運転ではなく、運転支援が目的で機能には限界があり、安全運転を心掛けたい」旨を表示	作動条件等をすべて表示できない場合、少なくとも以下①～④の要素を含む内容を表示 ①運転支援のため機能には限界がある旨 ②路面や気象状況により作動しない場合がある旨 ③機能を過信せず安全運転を心掛けられたい旨 ④詳しくは店頭で確認されたい旨
【表示箇所等】 近接箇所に8ポイント以上 離れた箇所に12ポイント以上	近接箇所に統一、8ポイント以上

3) 「自動運転（技術）」、「自動ブレーキ」等の用語使用の見直し

＜現 行＞	＜見直し案＞
「自動運転（技術）」 作動範囲等に限定を伴う場合、「高速道路同一車線自動運転機能」等表示	自動運転技術レベル2（運転支援機能）の段階では、「自動運転（技術）」の用語の使用を禁止 ⇒「運転支援」、「ドライブアシスト」等に言い換え
「自動ブレーキ」 表示する場合は「サポート機能である」旨を表示	①テレビ・ラジオCM、ネット動画 「自動ブレーキ」の用語の使用を禁止 ⇒「被害軽減ブレーキ」等に言い換え ②上記以外（活字媒体等）の広告、カタログ ⇒「自動（被害軽減）ブレーキ」等に言い換え

4) 「自動で停止」、「停止」、「止まる」、「ぶつからない」等の用語使用の見直し

＜現 行＞	＜見直し案＞
「ブレーキが作動し自動で停止する」映像に合わせて使用することを禁止	「自動で停止」、「停止」、「止まる」、「ぶつからない」等、運転操作をしなくても、いかなる場合も機能が作動するかのように誤認される用語の使用を禁止

5. 施行日

◇施行日は、平成31年1月1日とする。なお、既存のカタログ、放映中のテレビCM等のうち、修正が必要なものについては、可能な限り速やかに修正するものとする。